

# 東京外国語大学学部コース会議規程

〔平成 24 年 2 月 15 日〕  
規則第 114 号

改正 平成 26 年 3 月 14 日言語文化学部規則第 3 号 国際社会学部規則第 3 号  
令和 4 年 12 月 26 日言語文化学部規則第 4 号 令和 4 年 12 月 26 日国際社会学部規則第 4 号

## （設置）

第 1 条 東京外国語大学言語文化学部及び国際社会学部に設置されるコースの運営を円滑に行うため、各コースにコース会議を置く。

## （組織）

第 2 条 コース会議は、各コースが開講する専修科目のうち、専門演習（本ゼミ）及び卒業研究演習を担当する（担当する予定の者を含む）教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 学部長及びコース長が必要と認める場合は、前項以外の職員を加えることができる。ただし、議決に加わることはできない。

## （審議事項）

第 3 条 コース会議は、次の各号に掲げる当該コースに係る事項について審議する。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 学内委員会委員の選出に関すること。
- (3) その他コースに関すること。

## （コース長）

第 4 条 各コース会議にコース長を置き、当該コース会議の教授のうちから選出する。

2 コース長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 4 年を超えることはできない。なお、欠員が生じた場合の後任のコース長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 コース長は、コース会議を招集し、その議長となる。

4 コース長に事故あるときは、あらかじめコース長の指名する者がその職務を代行する。

## （会議）

第 5 条 会議の定足数、運営等は、東京外国語大学学部会議通則（平成 24 年規則第 110 号）を適用する。

## （部会）

第 6 条 コース会議は、特定の事項を検討するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、当コース会議の構成員のうちから、各会議が定める者をもって組織する。ただし、必要に応じて他のコース会議の構成員を含めることができる。

3 部会の運営に関し必要な事項は、各コース会議が別に定める。

## （細目）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、コース会議の運営に関し必要なことは、各コース会議の議を経て教授会が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月26日から施行し、第2条第1項については、平成31年4月1日から適用する。